

2026年3月27日
株式会社日本取引所グループ

定例記者会見資料

1. 少数株主保護に関する上場制度の見直し等について
2. 新規上場時の会計不正事例を踏まえた IPO 関係者の対応について

上記項目はいずれも 15 : 30 公表

以 上

少数株主保護に関する上場制度の見直し等について

2026年3月27日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

東京証券取引所では、かねてより、上場子会社やオーナー企業における、支配株主と少数株主との間の構造的な利益相反のおそれを踏まえ、少数株主保護の観点から上場制度の整備を進めてきました。

今般、こうした企業の経営陣に対して、少数株主を意識した経営を更に促すとともに、少数株主保護において中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛否割合等の開示の義務化や独立性基準の見直し等の所要の見直しを行います。

※ 本見直しの趣旨や、対応のポイント・留意点等については、「少数株主保護に関する上場制度の見直しについて（上場会社向け補足説明資料）」(<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20260327-01.html>)も併せてご参照ください。

II 概要

項目	内容	備考
1. 少数株主の賛成割合等の開示		※ 支配的な株主を有する企業においては、当該株主が実質的に取締役の選任権限を有する場合がある一方で、議決が多数決で行われるとしても、少数株主の利益が適切に確保されるよう、支配的な株主のみならず、少数株主も意識した経営を行う必要があります。そのような少数株主から相当数の反対票という形で懸念が示された場合について、少数株主との対話を進めていただくとともに、対話を通じて得られたフィ

項 目	内 容	備 考
① 対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 親会社を有する会社 ➤ 40%以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社 ➤ 主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合わせて、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社 <ul style="list-style-type: none"> - 当該主要株主の近親者 - 当該主要株主及びその近親者が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等） 	<p>ードバックを踏まえて追加的な施策の必要性等について検討いただく観点から求めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等規則第8条第3項に規定する「親会社」、財務諸表等規則第8条第8項に規定する「その他の関係会社」をいいます。 ・ 3つ目の矢じりについては、上場規則上の「支配株主」と同様の合算方法になります。支配株主については、議決権の「過半数」を占めているものが該当しますが、本開示については「40%以上」に該当するかをご確認ください。 ・ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。
② 開示内容 (a) 株主総会后、速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限ります）に関して、以下の開示を行うものとします。 ・ 株主総会后速やかに、以下の内容について開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規則上の適時開示として、TDnet で開示いただくことを想定しています(開示の様式例等は、改正規則と併せて2026年夏頃にご案内します)。 ・ 少数株主から除外した株主については、上記①「対象企業」に掲げる親会社、その他の関係会

項 目	内 容	備 考
(b) 株主総会 後6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数、割合 ➤ 少数株主から除外した株主 <p>・ 少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があったと認める場合、以下の内容についても併せて開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか（株主との対応の方針など） <p>・ (a)において少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があった旨を開示している場合、当該株主総会后6か月以内に、以下の内容について開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を講じたか（株主との対話の実施状況など） ➤ 株主から得られたフィードバックの概要 ➤ 取締役会としての追加的な施策を講じるか（講じない場合にはその理由）、施策の方針（取組みの内容、実施時期等）、その実施状況 	<p>社、主要株主（合算した株主を含む）等を具体的に記載してください。</p>

項 目	内 容	備 考
② 属性情報の記載の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に該当する社外取締役及び社外監査役について、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社の株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者 ▶ 上場会社が株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要としては、政策保有関係にある先の会社名、政策保有関係の概要（株式数、保有目的など）、業務執行者であった時期、年数、当時の地位、退任後も関係が継続している場合にはその概要など）などを記載することが想定されます。 ・ なお、上場会社の主要でない取引先や寄付を行っている先又はその出身者である社外取締役等に関する属性情報の記載についても、記載内容の具体化を進めるものとします。例えば、「売上高は●万円未満」、「全体の売上高の●%未満」等、取引関係等の規模が把握できるような記載を求めるものとします。
3. その他 （1）早期事業再生法に関する見直し ① 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、対象債権者集会における権利変更議案の 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）が施行されることを踏まえ、事業再生ADR等と同様の取扱いになるよう、上場規則の見直しを行うものです。 ・ あわせて、特定債務等の調整の促進のための特

項 目	内 容	備 考
② 上場維持基準に係る改善期間の取扱い (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決議が全員合意により成立した場合又は当該決議が多数決により成立し、裁判所によって当該決議の認可が決定された場合、直ちにその内容を開示するものとします。 ・ 各市場区分の純資産の額に関する上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、早期事業再生法に基づき、基準に適合することを計画しているときは、改善期間を1年ではなく、当取引所が認める期間とします。 ・ その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定調停に関する法律(平成11年法律第158号。)に基づく調停についても、申立て時点での開示を廃止し、当該調停が成立した時点で開示を行うことに見直します。 ・ 当取引所が認める期間については、早期事業再生計画の期間を踏まえるものとします。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2026年6月を目途に実施します。
- ・ 1. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
- ・ 2. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
- ・ 3. (1) に関しては、早期事業再生法の施行の日から適用します。

以 上

少数株主保護に関する 上場制度の見直しについて

(上場会社向け補足説明資料)

株式会社東京証券取引所

2026年3月27日



INDEX

1. 少数株主の賛否割合・反対票を踏まえた対応等の開示の義務化

2. 独立性基準の見直し

3. 見直しのスケジュール

- ◆ 今般、東証では、支配的な株主を有する企業等を対象として、**取締役選任議案に対する少数株主の賛否割合や反対票を踏まえた対応等の開示**を義務付けることとします。
- ◆ 支配的な株主を有する企業においては、当該株主が実質的に取締役の選任権限を有する場合がある一方で、議決が多数決で行われるとしても、**上場会社は、少数株主の利益が適切に確保されるよう、支配的な株主のみならず、少数株主も意識した経営を行う必要があります。**
- ◆ 株主総会は、少数株主にとって重要な意思表示の場です。少数株主から相当数の反対票という形で懸念が示された場合には、**少数株主との対話を進めるとともに、得られたフィードバックを踏まえて追加的な施策の必要性等について検討**いただくことが求められます。

- 株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社（全市場区分）が対象です。

- **親会社**※1を有する会社
- **40%以上の議決権を保有するその他の関係会社**※2を有する会社
- **主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合算して、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社**※3
 - ✓ 当該主要株主の近親者（**二親等内の親族**をいいます。以下同じです。）
 - ✓ 当該主要株主及びその近親者が**議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等）**

※1 財務諸表等規則第8条第3項に規定する「親会社」をいいます。

※2 財務諸表等規則第8条第8項に規定する「その他の関係会社」をいいます。「40%以上の議決権」の計算は、会計基準（関連会社に該当するかどうかの判定において用いられる、議決権所有割合）に基づきご確認ください。

※3 上場規則上の「支配株主」と同様の合算方法になります。支配株主については、議決権の「過半数」を占めているものが該当しますが、本開示については「40%以上」に該当するかをご確認ください。

対応のポイント

上記の対象企業に該当しない場合であっても、**実態として40%以上を保有すると考えられる株主が存在する場合には、任意で対応することが適切であるケースもあると考えられます。株主との関係性や投資家との対話も踏まえ、各社の状況に応じて対応することが適切かどうかをご検討ください。**

- ✓ 親会社や40%以上を保有するその他の関係会社には該当しないものの、実質的に支配していると考えられるグループ企業の保有分を合算して40%以上を保有する株主が存在する場合
- ✓ 主要株主には該当しないものの、二親等内の親族や資産管理会社の保有分を合算して40%以上を保有する株主が存在する場合

- 取締役選任議案（会社提案議案に限る）に関する少数株主の賛否割合を踏まえ、少数株主との対話や、対話を踏まえた追加的な施策を進めていただくとともに、そうした状況について開示を行ってください。
 - 具体的な開示内容については、6、7ページをご参照ください。

本開示の対象企業（4ページ参照）

少数株主の賛否割合等の分析

- 取締役選任議案（会社提案議案に限る）について、少数株主の賛否割合等を分析
⇒ **株主総会后速やかに開示（6ページ参照）**

少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があった企業

少数株主との対話

- 少数株主との対話を実施し、反対理由や原因を把握・理解

施策を検討・実行

- 少数株主との対話で得られたフィードバックを踏まえ、取締役会において、追加的な施策の必要性や方針を検討、実行
⇒ **株主総会后6か月以内の開示（7ページ参照）**

- 対象企業は、株主総会後速やかに以下の内容について開示することが求められます。

- 各取締役選任議案（会社提案議案に限る）に対する少数株主の賛成、反対、棄権の議決権の数、割合
- 少数株主から除外した株主
 - ※ 4ページに掲げる親会社、その他の関係会社、主要株主（合算した株主を含む）等、少数株主から除外した株主を具体的に記載してください。

<少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があったと認める場合は以下も開示>

- 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか（株主との対話の方針など）

対応のポイント

反対票が50%以下であっても、例えば**主要な機関投資家**（スチュワードシップ・コードを遵守する機関投資家等）の過半数が反対票を投じているような場合などについては、**任意に開示することが適切なケースもある**と考えられます。**各社の状況や投資家との対話を踏まえ、対応することが適切かどうかをご検討ください。**

- 6ページの開示で、**少数株主の50%超の反対票が投じられた議案**があった旨等を開示している場合には、株主総会後6か月以内に、以下の内容について、進捗として開示することが求められます。

- **取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のために、どのような対応を講じたか**
（株主との対話の実施状況など）
- **株主から得られたフィードバックの概要**
- **取締役会としての追加的な施策を講じるか（講じない場合にはその理由）、施策の方針（取組みの内容、実施時期など）、その実施状況**

対応のポイント

近年、独立性やガバナンス体制の実効性の懸念等のみならず、**企業価値向上や資本効率の観点**から、代表取締役の選任議案等において、**過半数の反対票が投じられる事案が散見**されます。

株主から得られたフィードバックを踏まえ、**資本コストや株価を意識した経営をどのように推進していくか、その際、現状の経営体制・株主構成を取る**ことが、**自社の企業価値向上の観点から最適かどうか等**についても、あらためて、取締役会における検討・開示を進めていくことが期待されます。

社外取締役への期待

- ✓ 投資家から取締役会の実効性や少数株主保護等について懸念が示されている場合等には、**経営を監督し、一般株主の立場を代弁する役割を担う社外取締役の役割が特に重要**となります。
- ✓ 社外取締役自身も、必要に応じて少数株主との対話に応じるとともに、**取締役会において、投資家のフィードバックを踏まえた適切な分析や検討が行われているかどうかについて監督することが期待**されます。

開示媒体

- ✓ 本開示は、**上場規則上の適時開示として、TDnetで開示**いただくことを想定しています（開示の様式例等は、改正規則と併せて2026年夏頃にご案内します）。

INDEX

-
1. 少数株主の賛否割合・反対票を踏まえた対応等の開示の義務化
 - 2. 独立性基準の見直し**
 3. 見直しのスケジュール
-

- 東証の独立役員制度について、以下のとおり見直しを行います。

独立性基準（独立性が認められない類型）の拡充

- 以下に抵触する場合には、独立役員要件を満たさないことに見直します。

- **上場会社の主要株主 及び その近親者**
- **上場会社の主要株主の業務執行者に、該当する/最近において該当していた者 及び その近親者**
- **上場会社が主要株主である先の業務執行者に該当する/最近において該当していた者 及び その近親者**

- ※ 金商法第163条第1項に規定する「主要株主」をいいます。
- ※ 「最近」とは、通常は1年以内が該当します。
- ※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。

- **上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外取締役 及び その近親者**
- **上場会社の親会社の会計参与に、過去10年以内において該当していた社外取締役/社外監査役 及び その近親者**

- ※ 少数株主との利益相反の懸念を踏まえ、他の親会社の関係者と取扱いを統一するものです（上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外監査役については、現行制度においても、独立役員要件を満たしません。）。

留意事項

- 主要株主に該当しない場合でも、例えば、**上場会社の役員候補者の指名等に関する契約（口頭での合意を含む）を有する株主や、実態として継続的に取締役を派遣しているような株主及びその業務執行者等**については、一般株主とは異なる影響力を有するものとして、**独立役員の要件に該当しない懸念があります。**
- 独立性については、上場会社が実質的に判断する必要がありますが、**これらの者を独立役員に指定する場合は、会社との関係性や独立性があると判断する理由について、十分な説明を行ってください。**

属性情報の記載の拡充

- 以下に該当する社外役員については、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めることとします。

- **上場会社の株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する/過去10年以内において該当していた者**
- **上場会社が株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する/過去10年以内において該当していた者**

※ 上場会社として合理的に可能な範囲で確認を行った結果、把握できる範囲の開示で問題ありません（例えば、有価証券報告書の【株式の保有状況】で銘柄名が確認可能な範囲など）。

概要として記載する内容

- 政策保有関係にある先の会社名、政策保有関係の概要（株式数、保有目的など）、業務執行者であった時期、年数、当時の地位、退任後も関係が継続している場合にはその概要など

その他の見直し

- 上場会社の主要でない取引先、寄付を行っている先の業務執行者等に該当する社外役員についても、**投資家が適切に独立性を判断できるよう、該当状況及びその概要の記載に関する記載内容の具体化を進めるもの**とします。

- 「売上高は僅少」といった抽象的な記載ではなく、例えば、「**売上高は●万円未満**」、「**全体の売上高の●%未満**」など、**取引関係等の規模が把握できるような記載が必要**となります。

(独立性があると考えられる一定の金額または割合未満であることが把握できればよく、必ずしも具体的な金額の記載まで求めるものではありません。)

参考：見直しのイメージ

	上場会社・ 子会社の 業務執行者等	親会社・ 兄弟会社の 業務執行者等	<u>主要株主の 業務執行者、 上場会社が主 要株主となっ ている先の業 務執行者等</u>	主要な取引先 の業務執行者、 多額の金銭を 得ているコン サルタント等	主要でない取 引先、相互就 任先、寄付先 の業務執行者 等	<u>政策保有して いる/されて いる先の業務 執行者</u>	左記に 該当しない者
現在	×	×	<u>独立性なし に追加</u>		要開示	<u>要開示 に追加</u>	
過去 (最近)	×						
過去 (10年以内)	×	独立性なし					
過去 (10年以前)							開示不要

× …会社法上、社外性が否定

赤色 …取引所の独立性基準上、独立性が否定

黄色 …ガバナンス報告書等において、属性情報として、会社との関係の概要を開示することが必要（独立性は否定されない）

INDEX

1. 少数株主の賛否割合・反対票を踏まえた対応等の開示の義務化
2. 独立性基準の見直し
3. 見直しのスケジュール

時期	予定
2026年3月27日 (本日)	<ul style="list-style-type: none">制度要綱の公表
3月27日～4月26日	<ul style="list-style-type: none">パブリックコメント
6月頃	<ul style="list-style-type: none">改正規則の公表
2026年12月～	<ul style="list-style-type: none">2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から順次適用（予定）

PRESS RELEASE

日本取引所グループ プレスリリース



株式会社日本取引所グループ
〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel: 03-3666-1361 (代表)

JAPAN EXCHANGE GROUP, INC.
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku,
Tokyo 103-8224, Japan
Tel: +81-3-3666-1361

URL: <https://www.jpx.co.jp/>

2026年3月27日

各位

株式会社東京証券取引所
日本取引所自主規制法人

新規上場時の会計不正事例を踏まえた IPO 関係者の対応について

最近の新規上場時の会計不正事例を受け、昨年12月に取引所としての再発防止に向けた対応策を公表いたしました。日本公認会計士協会及び日本証券業協会における対応策がそれぞれ公表されたことを踏まえ、IPO関係者の対応策を取りまとめて公表いたします。内容は添付資料をご覧ください。

(添付資料)

別紙 : 「新規上場時の会計不正事例を踏まえた IPO 関係者の対応について」

【本件に関するお問い合わせ先】

日本取引所自主規制法人 上場審査部 総務グループ

050-3377-7406

新規上場時の会計不正事例を踏まえた IPO関係者の対応について

2026年3月27日

日本取引所グループ（東京証券取引所、日本取引所自主規制法人）
日本公認会計士協会
日本証券業協会



新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策の実施にあたって

- 日本取引所グループ（東京証券取引所、日本取引所自主規制法人）、日本証券業協会、日本公認会計士協会は、新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策を公表した。
- **対応策の実効性を確保しつつ上場準備会社の過度な負担を回避するためには、新規上場に係る主要なゲートキーパーである証券取引所、主幹事証券会社、監査法人が、対応策の趣旨を踏まえ互いに協力して対応することが重要であり、今後において対応策の実施に係る課題を認識した場合はIPO連携会議の枠組みも活用し改善を図る。**
- また、不正手口の複雑化・巧妙化に対応するため、**各ゲートキーパーが不正リスクに対応した審査・監査の能力向上に努める**ほか、不正の発生を未然に防止するため、**上場準備会社に対する情報発信や啓発活動を推進**する。

新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策概要（全体像）

1. 会計不正事例を踏まえた不正リスク対応

（1）循環取引等の発生リスクを踏まえた対応

- ・代理店の利用比率が高い場合の実質的な仕入先・販売先の確認(取)(証)
- ・必要に応じて実質的な仕入先・販売先への直接確認の実施(証)
- ・広告宣伝の状況の確認(取)(証)

（2）上場準備期間中の監査法人交代等への対応

- ・監査法人交代発生時の上場準備会社及び前任監査法人への交代経緯確認(取)(証)
- ・上記対応の実効性確保に向けた守秘義務解除等の環境整備(取)(会)
- ・主幹事証券会社交代時の前任への交代経緯確認(取)

（3）その他不正リスクへの対応

- ・AI等の新技術を扱う会社の監査を行う場合の監査体制の点検(会)
- ・経営者の資質や上場準備会社の対応等に関して審査対応に懸念が想起される場合の確認(証)

2. 不正リスクに関する情報収集・連携

（1）内部通報体制の整備状況の確認

- ・経営陣から独立した通報窓口の設置状況の確認(取)(証)
- ・通報者保護等の通報窓口を有効に機能させるための環境整備状況の確認(取)(証)

（2）不正情報の収集・連携

- ・上場準備会社役職員に対する取引所通報窓口の周知及び周知状況の確認等(取)(証)
- ・受領した情報の関係者への円滑な連携に向けた環境整備(取)
- ・把握した違法行為の規制当局への報告実施に関する周知(会)

3. 上場準備会社役員に対する啓発等の取組み

（1）経営陣に対する啓発活動の実施

- ・上場準備会社の経営陣に対して上場の責任（誠実性・不正防止）に関する啓発活動を実施(取)(証)

（2）独立役員に対する不正防止体制等の評価確認

- ・上場準備会社の独立役員に対して不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認(取)(証)

4. 不正リスクに関する審査・監査能力の向上

（1）取引所の上場審査能力向上に向けた取組み

- ・不正リスクに関する研修の充実、審査体制の拡充(取)
- ・情報収集・分析能力の向上に向けたAI活用等の取組み(取)
- ・自主規制法人内での機動的な情報連携の徹底(取)

（2）証券会社の引受審査機能の発揮に向けた取組み

- ・「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定(証)
- ・主幹事証券会社の上場適格性調査体制・引受審査体制に留意した審査・監査の実施(取)(証)

（3）監査の信頼性向上に向けた取組み

- ・登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化(会)
- ・研修等を通じた会計士の資質向上(会)
- ・中小監査事務所連絡協議会を通じた支援策(会)
- ・登録上場会社等監査人の要件引上げの検討(会)

<表中の記号について>

- (取)：東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人の施策
- (証)：日本証券業協会の施策（＝引受主幹事証券会社の施策）
- (会)：日本公認会計士協会の施策（＝監査法人の施策）

(参考) 各団体の対応策について (公表順)

日本取引所グループ (東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)

「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」 (2025年12月12日)

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20251212-01.html>

日本公認会計士協会

「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」 (2026年1月26日)

<https://jicpa.or.jp/news/information/2026/20260126gja.html>

日本証券業協会

「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」 (2026年3月18日)

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/hikiukeshinsa.html>